

北信交旅第986号
平成26年3月27日
一部改正 平成27年9月28日

管内各運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）に関する
取扱いについて

標記について、許可及び譲渡譲受認可申請並びに許可等に付した期限の更新等
際しては下記事項に留意のうえ遺漏ないように取り計らわれるとともに、関係団体
に対して指導されたい。

なお、一般社団法人全国個人タクシー協会北陸信越支部に対しては、別添のとおり
り通達したのでその旨申し添える。

また、「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）に関する
取扱いについて」（平成14年8月9日北信交旅第106号通達）は、平成26
年4月1日をもって廃止する。

記

1. 個人タクシー事業全体のレベルの維持、向上のために取り組むべき事項

個人タクシー事業全体のレベルの維持、向上を図るために、事業者団体におい
て以下の措置を講じさせるとともに、これらの措置について積極的な指導、連携
及び優良事業者の表彰等の措置を講じること。

- (1) 個人タクシー事業は、事業者自らが運転を行う事業であることから、関係法
令及び公示等規則の遵守は当然のこと、健康管理を十分行い、運行には細心の
注意を図ること。
- (2) 個人タクシー事業は、優良・優秀な運転者に限って認められた特別な制度で
あることを含め、個人タクシーの誕生経緯、事業者数等の情報に関して、利用
者等に対して積極的に開示、PRを行うよう努めること。
- (3) 「利用者相談窓口」の一層の充実を図り、利用者からの苦情や要望に対して
確実かつ迅速に対応するとともに、その傾向等の的確な把握に努めること。
- (4) 時間帯別稼働状況及び月別輸送実績等の営業実態の把握のほか、交通事故件
数、年齢別事業者数、導入車両、新しいサービスの導入状況など事業に関する
情報の把握に努めること。
- (5) 利用者団体と定期的に懇談機会を設けるほか、モニター制度の導入、利用者
アンケート等の実施により利用者ニーズを的確に把握し、傘下会員事業者へ周
知することにより、一層のサービス向上を図ること。

(6)これまで取り組んできた交通安全や税務講習会に加え、タクシー事業者としての基本的な接遇や利用者からの苦情や要望を踏まえた旅客サービスの適正化についての講習会を少なくとも年1回以上確実に実施し、個人タクシー事業について利用者からより一層の信頼と評価の向上に努めること。

2. 新規許可申請受付にあたっての申請者教示について

「個人タクシー事業の許可申請等の受付期間等について」(平成13年12月21日付け国自旅第122号)の記3.に基づき、「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。)の申請に対する審査基準について」(平成14年7月1日付け公示第23号、以下「審査基準」という。)の記1.(12)に「当該申請の受付日以降処分日までの間に当該申請に係る営業区域が特定地域に指定された場合には、当該申請事案は特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号)第14条の2の規定に基づき却下処分とする。」旨を付記したところであるが、新規許可申請の受付に際しては、別添1を申請者に交付するものとする。

3. 許可等に付した期限の変更通知書について

「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。)の許可期限の更新等の取扱いについて」(平成14年7月1日付け公示第24号、以下「期限更新等の取扱い」という。)の記1.(2)で定める許可等に付した期限の変更通知書については、別添2の記載例に準じて書面を交付するものとする。

4. 許可期限短縮者等に対する研修について

許可期限の更新手続きについては、「期限更新等の取扱い」により行っているが、「期限更新等の取扱い」記1.(2)(ロ)で定める許可期限短縮者等の研修については、事業者団体と連携して適切に実施されたい。

5. 事業者団体が行うことができる事務について

当局が行う審査並びに処分及び期限更新の可否の判断以外の事務の一部を次のとおり事業者団体が行うことができるものとする。

(1) 事業者団体が行うことができる事務の範囲

個人タクシーに係る申請及び届出に係る事務手続きに必要な書類の取りまとめ、必要事項の記入の有無の確認等の形式的な事務とする。

なお、取りまとめて提出する場合には、提出者の名簿を作成して提出するものとする。

また、期限更新については、期限の変更通知書の交付を行うことができるものとする。(研修を受けることとされたものを除く。)

(2) 事業者団体が(1)の事務を行う場合には、次の事項を記載した「団体事務実施計画」を運輸支局長に提出するものとする。

また、これを変更しようとする場合は、変更内容を記した「団体事務実施計画」を提出するものとする。

団体の名称及び責任者名

団体事務担当責任者名

団体事務の処理計画

(3) 団体及び団体事務担当責任者が、その事務の処理に際し疑義が生じた場合は、運輸支局に問合せのうえ処理するものとする。

また、常に運輸支局の指導を受け、適正な事務処理を行うものとする。

6. 健康診断の受診について

個人タクシー事業者については、事故防止及び安全輸送の観点から、健康診断を少なくとも年一回受診するとともに、適切な健康管理をするよう指導するものとする。

なお、事業者の高齢化が進んでいる現状に鑑み、高齢となった事業者の指導に関しては特に慎重な対応をするものとする。

附 則（平成27年9月28日付け北信交旅第386号）

改正後の通達は、平成27年10月1日から適用する。

平成 年 月 日

本申請については、処分日までの間に申請に係る営業区域が特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号）の特定地域に指定された場合には、却下処分となりますのでこの旨了知願います。

北陸信越運輸局

一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。)の
許可等に付した期限の変更通知書

事業者番号	
-------	--

殿

平成 年 月 日付け 第 号による一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシー)の許可(認可)に付した期限は、「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。)の許可期限の更新等の取扱いについて」(平成14年7月1日付け公示第24号)の別表 _____ に該当するので、(該当するところであるが、(イ) _____)平成 年 月 日までに変更する。

((口) _____)

((ハ) _____)

((ニ) _____)

ただし、この期限までにその変更を申請した場合においては、これを変更する旨又は変更しない旨の通知を受ける日までの期間は、本事業を引き続き経営することができる。

平成 年 月 日

北陸信越運輸局長

「期限更新等の取扱い」の記1.(2) (イ)~(ニ)に係る事項の記載例

(イ)の記載例

- ・苦情が多いため許可期限を短縮する場合
利用者からの苦情が多いため更新後の期限を短縮し、
- ・事業計画が確保されていないため許可期限を短縮する場合
事業計画が確保されていないため更新後の期限を短縮し、

(口)の記載例

- ・なお、期限更新日から6か月以内に運輸支局等が主催する研修(北陸信越運輸局が認める事業者団体等の研修を含む。)を受けることとされているので了知されたい。

(ハ)の記載例(初回の許可期限更新時のみ)

- ・併せて、当該許可（認可）に既に付されている条件を下記の条件に変更する。

記

引き続き有効な第二種運転免許を有するものであること。なお、当該第二種運転免許の取消し処分を受けた場合には直ちに許可を取り消すものであること。

使用する事業用自動車は1両であり、他人に当該事業用自動車を営業のために運転させてはならないこと。

患者輸送等の特殊な需要に特化した運送のみを行うものでないこと。

事業用自動車の両側面に見やすいように「個人タクシー又は（個人）」と表示すること。

月に2日以上以上の定期休日を定めること。

北陸信越運輸局長等が日時及び場所を指定して出頭を求めたときは、特別な事情がない限りこれに応じること。

営業中は運転日報を携行しこれに記入を行い、1年間は保存すること。

タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）に基づく個人タクシー事業者乗務証を、国土交通省令で定めるところにより車内に表示すること。

刑法、暴力行為等処罰に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法、売春防止法、銃砲刀剣類所持等取締法のいずれかに抵触する行為により処罰を受けた場合には、許可を取り消すことがあること。

年齢が満65歳に達した場合には、旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項に定めるところにより同項の認定を受けた適性診断を受けるとともに、公的医療機関等の医療提供施設において健康診断を毎年受診すること。

処分基準において許可を取り消すこととされている事項に該当した場合には、許可を取り消すものであること。

申請書、添付書類及び陳述の内容が事実と異なることが判明した場合には、許可を取り消すことがあること。

（二）の記載例

また、年齢が満65歳に達する日から2年を経過する日までの間に旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項に定めるところにより同項の認定を受けた高齢者に対する適性診断を受けることとされているので了知されたい。

事業者番号については、従前の例により事業者の名称とすることができることとする。

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）の
許可等に付した期限の変更通知書

事業者番号	
-------	--

殿

平成（昭和） 年 月 日付け 第 号による一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）の許可（認可）に付した期限は、「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の許可期限の更新等の取扱いについて」（平成14年7月1日付け公示第24号）の別表1．A．ア．に該当するところであるが、利用者からの苦情が多いため更新後の期限を短縮し、平成 年 月 日までに変更する。

なお、期限更新日から6か月以内に運輸支局等が主催する研修（北陸信越運輸局が認める事業者団体等の研修を含む。）を受けることとされているので了知されたい。

また、年齢が満65歳に達する日から2年を経過する日までの間に旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項に定めるところにより同項の認定を受けた高齢者に対する適性診断を受けることとされているので了知されたい。

併せて、当該許可（認可）に既に付されている条件を下記の条件に変更する。

ただし、この期限までにその変更を申請した場合においては、これを変更する旨又は変更しない旨の通知を受ける日までの期間は、本事業を引き続き経営することができる。

記

引き続き有効な第二種運転免許を有するものであること。なお、当該第二種運転免許の取消し処分を受けた場合には直ちに許可を取り消すものであること。

使用する事業用自動車は1両であり、他人に当該事業用自動車を営業のために運転させてはならないこと。

患者輸送等の特殊な需要に特化した運送のみを行うものでないこと。

事業用自動車の両側面に見やすいように「個人タクシー又は（個人）」と表示すること。

月に2日以上の上定期休日を定めること。

北陸信越運輸局長等が日時及び場所を指定して出頭を求めたときは、特別な事情がない限りこれに応じること。

営業中は運転日報を携行しこれに記入を行い、1年間は保存すること。

タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）に基づく個人タクシー事業者乗

務証を、国土交通省令で定めるところにより車内に表示すること。

刑法、暴力行為等処罰に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法、売春防止法、銃砲刀剣類所持等取締法のいずれかに抵触する行為により処罰を受けた場合には、許可を取り消すことがあること。

年齢が満65歳に達した場合には、旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項に定めるところにより同項の認定を受けた適性診断を受けるとともに、公的医療機関等の医療提供施設において健康診断を毎年受診すること。

処分基準において許可を取り消すこととされている事項に該当した場合には、許可を取り消すものであること。

申請書、添付書類及び陳述の内容が事実と異なることが判明した場合には、許可を取り消すことがあること。

平成 年 月 日

北陸信越運輸局長